

## 【長野県レジ袋削減を進める県民の会 規約】

---

### (名称)

第1条 本会は、「長野県レジ袋削減を進める県民の会」(以下「県民の会」と称する。

### (設置目的)

第2条 県民の会は、長野県全域でのレジ袋の無料配布中止の早期実施をめざし、草の根からの取り組みの核となることを目的とする。

### (事業)

第3条 県民の会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 長野県全域でのレジ袋の無料配布中止の実施に対する県民の理解を深める活動に関すること
- (2) 長野県全域でのレジ袋の無料配布中止の実施にむけた運動に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事業

### (組織)

第4条 県民の会は、第2条に定める目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

### (役員等)

第5条 本会に役員として会長及び副会長若干名と監事を置く。

### (役員職務)

第6条 会長は、県民の会を代表し、会務を総理する。

2. 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。

3. 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計、財産の状況を監査すること
- (2) 役員業務執行を監査すること

### (役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第8条 役員には報酬を給しない。ただし、役員が県民の会の事業において講師等を務める場合はこの限りではない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(機関)

第9条 会長の事務を補佐する機関として幹事会を置く。

2. 幹事は、会長が任免する。

(会議)

第10条 会議は総会及び幹事会とし、必要に応じ会長が招集する。

2. 会長は会議の議長となる。

(会計)

第11条 県民の会の経費は、会員からの分担金及びその他の収入をもって充てる。

2. 県民の会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告)

第12条 県民の会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、会員に報告するものとする。

(解散)

第13条 県民の会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 幹事会の議決

(2) 目的とする活動に係る事業の遂行が困難になったとき

附 則

1. この規約は、県民の会設立の日から施行する。

2. 設立当初の役員は設立会議で選出された者とする。

3. 県民の会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定に関わらず、設立の日から平成26年3月31日までとする。

4. 県民の会設立当初の事業計画及び収支予算は、第11条の規定に関わらず、設立会議の定めるところによるものとする。

5. 県民の会の設立当初の事業年度は、第11条の規定に関わらず、設立の日から平成26年3月31日までとする。